

厚生労働省
東京労働局発表
平成26年1月15日

担当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 岡田 直樹 主任監察監督官 本間 裕之 電話 03 - 3512 - 1612
----	---

都内125企業が割増賃金17億円を遡及支払 - 監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成24年度） -

東京労働局（局長 伊岐 典子）では、平成24年4月から平成25年3月までの1年間（平成24年度）に、管下18の労働基準監督署（支署）において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業2,300社に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告・指導し、その結果、支払われた金額が100万円以上になった125企業の状況について以下のとおり取りまとめました。

<東京労働局における平成24年度の監督指導による割増賃金遡及支払概要>

1 対象企業数 125件（対前年度比 11件）

対象企業数を業種別にみると、商業が44件と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）30件、教育・研究業10件の順であり、これら業種で全産業の7割弱を占める。

2 対象労働者数 14,540人（対前年度比 2,931人）

対象労働者を業種別にみると、その他の事業（情報処理サービス業等）が7,392人と最も多く、次いで、商業3,131人、保健衛生業1,479人の順であり、これら業種で全産業の8割強を占める。

3 遡及払額 17億6,464万円（対前年度比 5億5,826万円）

遡及払額を業種別にみると、商業が7億8,821万円と最も多く、次いで、その他の事業（情報処理サービス業等）4億2,021万円、接客娯楽業2億345万円の順であり、これら業種で全産業の8割を占める。

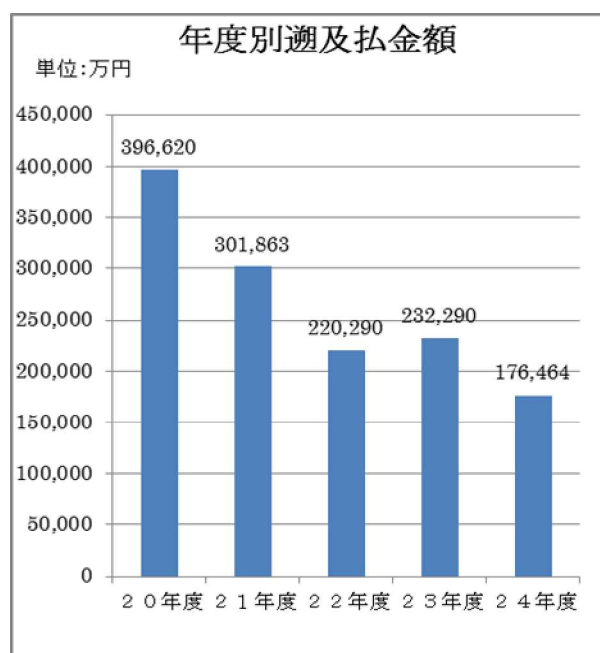
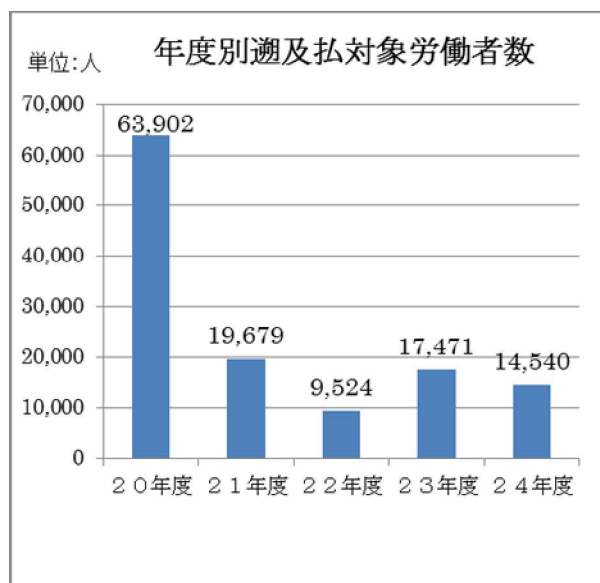
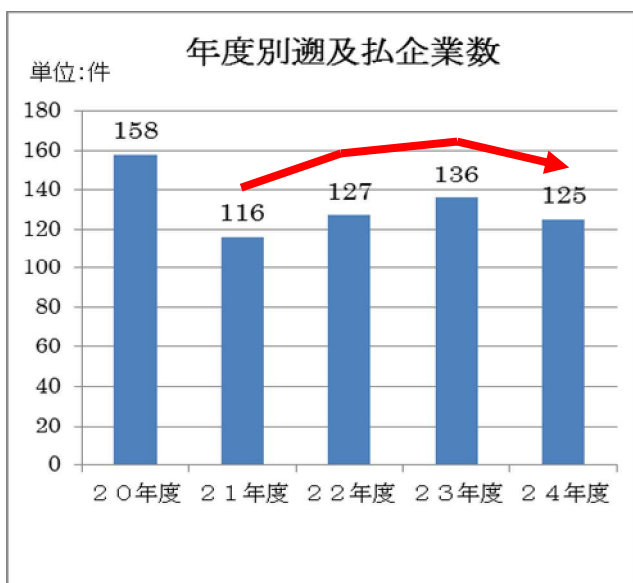
また、1企業当たりの支払金額は1,412万円となり、労働者1人の平均支払金額は12万円であった。

この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を解消するための監督指導をより一層、重点的・積極的に推進し、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止とともに賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている。

平成24年度 東京労働局における割増賃金遡及払い取りまとめ結果

第1表 対象企業数、労働者数、支払金額

年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
20年度	158	63,902	396,620	6.2	2,510
21年度	116	19,679	301,863	15.3	2,602
22年度	127	9,524	220,290	23.1	1,735
23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,708
24年度	125	14,540	176,464	12.1	1,412

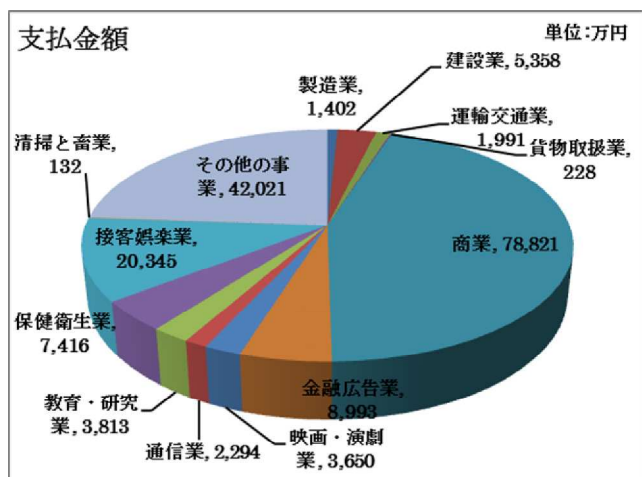
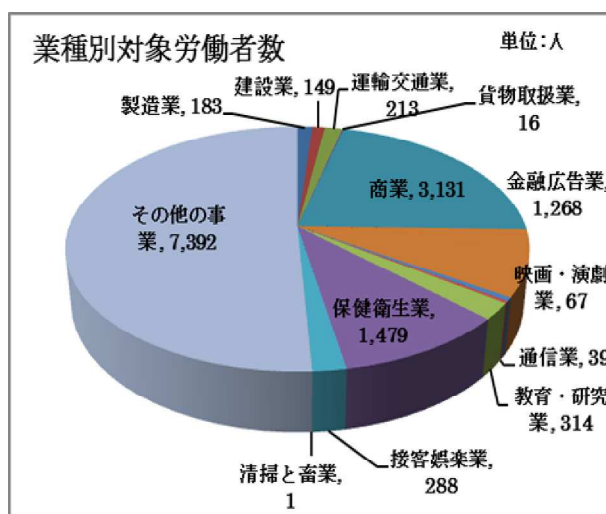
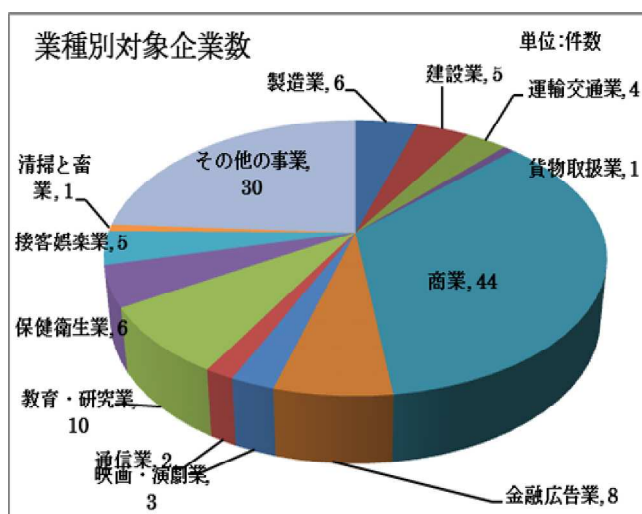


過去4年、企業数については横ばいで推移している。

1企業での最高支払金額は5億408万円、業種は商業、次いで2億6,373万円、その他の事業(情報処理サービス業等)であり、これらを含めて支払金額が1,000万円を超えた事案は18件あった。

第2表 業種別の対象企業数、労働者数、支払金額等

業種	企業数 (件)	対象労働者数 (人)	支払金額 (万円)	1人平均支払金額 (万円)	企業平均支払金額 (万円)
製造業	6	183	1,402	7.7	233.7
建設業	5	149	5,358	36.0	1,071.6
運輸交通業	4	213	1,991	9.3	497.8
貨物取扱業	1	16	228	14.3	228.0
商業	44	3,131	78,821	25.2	1,791.4
金融広告業	8	1,268	8,993	7.1	1,124.1
映画・演劇業	3	67	3,650	54.5	1,216.7
通信業	2	39	2,294	58.8	1,147.0
教育・研究業	10	314	3,813	12.1	381.3
保健衛生業	6	1,479	7,416	5.0	1,236.0
接客娯楽業	5	288	20,345	70.6	4,069.0
清掃と畜業	1	1	132	132.0	132.0
その他の事業	30	7,392	42,021	5.7	1,400.7
合計	125	14,540	176,464	12.1	1,411.7



業種別にみると、対象企業数、支払い金額ともに商業が多く、対象企業は全体の35パーセントを、支払金額は全体の45パーセントを占める。

一方、対象労働者数は、その他の事業(情報処理サービス業)が最も多く、全体の過半数を占める。

1 企業で支払金額が1億円を超えた事案

<事案1> 業種 商業

労働時間の把握が可能であったにもかかわらず、事業場外労働に関するみなし労働時間制を適用していたため、割増賃金の不払が発生したもの。

【監督署の指導内容】

事業場外労働に関するみなし労働時間制について

- ・事業場外で業務に従事していた労働者に同みなし労働時間制を適用していたが、当該労働者が業務のため所持している端末機により労働時間を把握することができることから労働時間の算定が困難と認められず、同みなし労働時間制が適用できないこと
- ・同みなし労働時間が適用できない場合、通常の労働時間管理を行う必要があることから、端末機の記録等から労働時間を確認したところ、長時間労働が認められ、割増賃金の不払も発生していたこと

以上より、労働基準法37条（割増賃金）32条（労働時間）等の違反を是正勧告した。

【是正方法】

事業場外労働に関するみなし労働時間制を廃止するとともに、労働者の労働時間を適正に管理し、時間外労働等が発生した場合には割増賃金を支払うこととした。また、過去の割増賃金の未払分については、実態調査を行い不足分を支払った。

労働時間を短縮するため、事業場外で業務に従事する労働者の新規採用による増員や外勤方法の見直しを行った。

【遡及是正額、対象労働者数】

約5億円 約530人

事業場外労働のみなし労働時間・・・事業場外労働のみなし労働時間制の対象となるのは、事業場外で業務に従事し、使用者の具体的な指揮監督が及ばず、労働時間の算定が困難な業務である。

<事案2> 業種 情報処理サービス業

企画業務型裁量労働制の導入要件となる労使委員会を開催していないため、同裁量労働制が無効となったことから割増賃金の不払が発生したもの。

【監督署の指導内容】

企画業務型裁量労働制について

- ・労使委員会を開催せずに決議届を作成していたことから、企画業務型裁量労働制は無効であり、通常の労働時間管理を行う必要があることから、労働時間を確認したところ、長時間労働が認められ、割増賃金の不払も発生していたこと
- ・労働者から直接聴取した結果、相当数の労働者の業務が企画業務型裁量労働制の対象業務にならないことが判明したこと

以上より、労働基準法37条（割増賃金）32条（労働時間）等の違反を是正勧告するとともに、企画業務型裁量労働制の対象とする業務の範囲を見直すよう指導を行った。

【是正方法】

企画業務型裁量労働制の要件の適正化を図り、労使委員会の決議を行い、監督署に決議届を提出するとともに、過去の割増賃金の未払分については、実態調査を行い不足分を支払った。また、同裁量労働制の対象業務について再度、社内で調査・検討し、相当数の労働者に同裁量労働制を適用しないこととした。

【遡及是正額 対象労働者数】

約2億6千万円 約5,700人（延べ人数）

企画業務型裁量労働制・・・ 本社・本店において、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務などの一定の要件を満たした場合に限り、その事業場に設置された労使委員会で決議した時間を労働したものとみなすことができる制度である。

<事案3> 業種 旅館業

労働時間の管理はIDカードによりなされていたが、適正に記録されていなかったため、時間外等割増賃金の不足が発生したもの。

【監督署の指導内容】

IDカードによる出退勤時刻の記録により労働時間が管理され、割増賃金も支払われていたが、

- ・ 所定休日の出退勤記録がないにもかかわらず、社員食堂を利用した記録が認められる
- ・ 事務室の鍵の貸出及び返却時刻とIDカードにより記録された始業及び終業時刻との間に乖離が生じている

などから、労働時間が適正に記録されていないことが判明したこと

以上より、過去の勤務状況に係る実態調査を行うとともに、不足となっている割増賃金を支払うよう指導した。

【是正方法】

労働者からの聴取などにより実態調査を行った結果、過去の割増賃金の不払が発生していたため、不足分の割増賃金を支払った。

【遡及是正額 対象労働者数】

約2億円 約280人